

取締役の反社会的勢力に係る経営判断と法的責任

高間佐知子

目次

- 一 反社会的勢力の排除に係る現状と問題意識
- 二 反社会的勢力の排除に関する裁判例
- 三 取締役の経営判断および法的責任に関する問題点
- 四 若干の検討—さらなる問題提起—

一 反社会的勢力の排除に係る現状と問題意識

企業による反社会的勢力との関係排除は、各企業で検討すべき重要事項であるとともに、企業の社会的責任というかたちで社会的にも求められているものとなっている。さらに、個別の裁判事例からも取締役に法的責任が課せられる可能性のある問題でもある。このように社会的な要請がある中で、取締役として具体的にいかなる行動を取るべきであり、また法的責任が問題となる行動とはどのようなものがあるのか、必ずしも明確にはされていない。そこで本稿では、反社会的勢力排除において社会的責任と法的責任の関連性や取締役の法的責任に関する射程を中心に問題を整理し、若干の考察を加えるものとする。

では、我が国における反社会的勢力の排除に対する社会的な取組みを概観してみる¹。平成19年6月に政府が暴力団をはじめとする反社会的勢力への対応に関する基本的な考えとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」とする。)を取りまとめ、企業においては反社会的勢力への対応や情報管理などを専門とする部署を設けるとともに、取締役会での報告等を通じて、組織全体で対応すること明記している。その後、平成23年には東京をはじめとして全国で暴力団排除条例が施行されるに至っている²。金融庁の動きとしては、すでに現在では廃止されている金融検査マ

ニュアルを改正して、政府指針を踏まえた反社会的勢力との関係排除という観点からのチェックを盛り込んでいる。また、全国銀行協会や日本経済団体連合会においても、反社会的勢力との関係遮断に向けた行動憲章を策定しており、さらに全国銀行協会では、銀行取引約定書、普通預金勘定規定、当座勘定規定などに暴力団排除条項を盛り込むための参考例をとりまとめて公表している³。そして、平成21年8月には、有価証券上場規定等の一部改正がなされ、上場会社が反社会的勢力の関与を受けていることが上場廃止の判断基準に盛り込まれている。

こうして政府指針が示されたことを契機に、特に金融の分野では積極的な対応が進んでおり、暴力団のみならず反社会的勢力という広い概念をもって、関係を排除することが社会的に要請されていることは明らかである。そして、反社会的勢力との関係から生じる社会的責任として、いわゆるレピュテーションリスクの顕在化が指摘されている⁴。特に一般市民・消費者が取引対象となる大企業では反社会的勢力との関係性が広く知れ渡ることによって信用が喪失し、企業に多大な損害が発生しやすくなる。従って、レピュテーションリスクを回避しようとする場合、取締役の経営判断としてはなるべく広範にわたって反社会的勢力との関係を遮断する方向で検討がなされるだろう。しかし、広範かつ厳格に反社会的勢力を排除することは、事前の調査に多大なる労力とコストをかけることになり、企業としては収益の低下につながる悩ましい問題にもなる。特に金融機関の融資取引では事前の調査では反社会的勢力とは判明せず、融資取引が開始した後で反社会的勢力と判明した場合には、すぐに取引を解消すれば良いという単純な話ではなく、いかに債権を回収するかという問題も考えなくてはならない⁵。また、社会的な認識や価値観が多様化する中で、現段階で何が適法な取締役の行為規範となるかを常に考え続ける必要がある⁶。

このように実際には社会的責任を果たすべく検討すべき問題は多岐に渡っているが、本稿では反社会的勢力の排除に関する2つの事件をもとに⁷、裁判所の判断を参考にしながら取締役の経営判断と法的責任、とりわけ、内部統制システム構築義務を中心に取締役の行為規範について考えていくことにする。

二 反社会的勢力の排除に関する裁判例

1 富士通事件

(1) 事実の概要

本件は、Y会社の役員であったY₁らが、Y会社の代表取締役社長であったXに対して、Xが反社会的勢力との関係が疑われる英国ファンドのS₁およびその日本法人であるS₂(以下、S₁とS₂を併せて「Sら」とする。)との関係を継続していることを理由にして辞任を要求したことが共同不法行為に該当するかどうか争われた事件である。

前提事実については次のとおりである。Y会社の上場子会社であるN株式会社の株価が低迷していたことから、XがN株式会社の経営改善策を進めるにあたり、かねてより親交のあるS₂の代表取締役であるAからの提案を受けてSらを関与させるという経営判断を行ったところ、Y₁らがこれを問題視し、辞任を求めた。当該辞任を求めるに際してY₁らは、専らSらの反社会的勢力への関与等およびXとAの関係性を問題にしており、最終的にY₁らの辞任要求にXが応じて辞任届に署名をした。

辞任後、Xは、Y会社に対して、民法96条1項により辞任の意思表示を取り消すとの意思表示をし、その旨を報道機関に公表した。これを受けて、Y会社は「一部報道について」と題した書面によってXの辞任理由を公表するに至った。当該書面には、Xの推進する経営案件に関与していたXと長年にわたり親交の深い人物が代表取締役を務める企業グループに、好ましくない風評があることから、Y会社と当該企業グループで取引関係を持つことは好ましくないとの注意をしてXも同意をしていたにもかかわらず、当該企業との関係を継続させていることが判明し、Xは代表取締役社長としての適格性に問題があると判断したものであって、Xもこれを理解した結果、辞任したものである旨が記載されていた。

Xの主張としては、Sらが反社会的勢力に関与しているとの情報が真実であると客観的に裏付ける証拠が存在しないことから、Y₁らの辞任要求はXの意思決定の自由を奪い、辞任を強要したものであって不法行為が成立しているとしている。

これに対するY₁らの主張は、Xに辞任を要求する際に問題としていたのは、Sらについて反社会的勢力との関係を疑わせる情報や資料があるという点であって、Sらが反社会的勢力に関与していることではないとしている。

本件訴訟の争点は、辞任を要求したY₁らについて、Sらが反社会的勢力に

関与していることまで明らかにすべきなのか、または反社会的勢力と関係については疑いがあるという程度であっても許容されるのかという点にある。(以下、この事例を「事例①」とする。)⁸

さらに、同様の事実をもとにして、別件でY会社がXの辞任をめぐり、ホームページに掲載した書面、記者会見、株主総会において、Sらについて「反社会的勢力との関係が疑われる」などと表現したことにより、Sらは名誉を毀損されたと主張して、Y会社および説明にかかわった取締役に対して慰謝料および謝罪広告を請求した。なお、Y会社側は公表書面や記者会見・株主総会での説明においてSらの実名は出しておらず、記者会見においてXが辞任を迫られた理由を述べたことを契機として実名での報道がなされている。

本件訴訟においても、反社会的勢力との関係性について明確にすべきなのか、疑いがあるという程度の表現をもって法的責任が生じるのかが争点となっている。(以下、この事例を「事例②」とする。)⁹

(2) 裁判所の判断

事例①について、裁判所は次のように判断している。Y₁らがXに辞任を要求したのは、Sらが反社会的勢力と関係があることが客観的に真実であるか否かを問題とせず、むしろ、近時の反社会的勢力との関係を徹底的に遮断する動きの中で、Sらと反社会的勢力との関係が疑われたことから、S₂の代表取締役であるAと深い関係を持つXがY会社の代表取締役社長の地位にあり続けることで、Y会社が上場廃止等の危険にさらされるリスクを回避するためになされたのは明らかである。したがって、そもそもSらが反社会的勢力と関係があることについて客観的に真実か否かが、Xによる辞任の意思決定を左右したものと認めることができない。

また、Y会社においては、企業理念として法律、条約、政令、条例、慣習など社会的に公正と認められるルールを尊重し、遵守することを行動規範として定め、これを受けたコーポレートガバナンス報告書では、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを基本方針とするといった内容を記載している。したがって、こうした基本方針がY会社の内部統制システムに関する基本的な考えの一つとして表明されていると認められる。このことから、Sらと反社会的勢力との関係が疑われた以上、S₂の代表取締役であるAと深い親交を維持していたXに対して辞任を求めることには、十分な理由があったといえる。

次に、事例②について、裁判所は次のように判断している。Y会社および

Y₁らがS₁らを表現するにあたって「Xと長年にわたり親交の深い人物が代表取締役を務める企業」としており、S₁らを特定するに足る情報は記載されていない。そして、Xと関係の深い人物や企業がS₁らであることを示す報道が多数に上っていたとも認められないから、一般読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、Y₁会社側の表現する人物と企業がS₁らを指すと認識できたとは認められない。

また、「好ましくない」「ふさわしくない」といった表現は、いずれも抽象的な意見又は判断に過ぎないのであって、前後の文脈を合わせて読んでも、人の社会的評価を低下させるような内容のものであるとも言い難い。

そして、Y₁会社は、記者会見の際に出席者に対して、報道にあたり特定の企業や個人に風評被害を及ぼすことがないよう協力を求める旨の書面を配布しており、S₁らの社会的評価を低下させることがないよう、慎重かつ相応の配慮を行っていたといえることができる。

さらに、Y₁会社によるホームページ上の表現や記者会見の発言は、S₁らについて実際に反社会的勢力との関係があるということを積極的かつ具体的に述べる内容のものではない。その表現方法として、Y₁会社はS₁らの実名等に言及しておらず、S₁らと反社会的勢力との関係についても、関係があると「疑われる」という表現を一貫して用いていることから、Y₁会社がS₁らの社会的評価を低下させることがないように慎重かつ相応な配慮をしていたと認められる。

以上のことから、Y₁会社およびY₁らについて、S₁らの名誉を不当に毀損する違法な行為があるとは認められない。

2 みずほ銀行事件¹⁰

(1) 事実の概要

本件は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」とする。）の株主である原告および原告共同訴訟参加人（以下「X₁ら」とする。）が、被告であるみずほFGの取締役であった者（以下「Y₁ら」とする。）に対して、みずほFGの完全子会社である株式会社みずほ銀行（以下「みずほBK」とする。）と株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」とする。）との提携ローンについて、その融資先にみずほFGの設定する基準によれば反社会的勢力に該当する者が含まれていると認識しつつも、みずほFGの取締役として、①新たに反社会的勢力との取引が発生することを防止するための体制を構築する義務および②みずほBKに対して当該反社会的勢力との取引解

消のための具体的な措置を講じるよう求める義務を怠ったとして善管注意義務に違反しており、みずほFGが業務停止や信用棄損などの損害を被ったと主張して、Yらに対して、みずほFGに生じた損害を賠償するよう求める株主代表訴訟を提起したものである。

前提事実については次のとおりである。本件提携ローンがなされる前から、みずほグループ内ではみずほFGとの取引にふさわしくない者を排除し、また、トラブルの発生を未然に防ぐことを目的として、総会屋や暴力団構成員等のいわゆる「反社会的勢力」よりも広範な概念を設定しており、具体的には「反社会的勢力」に加えて、金融犯罪者等を含む「不芳属性先」という枠組みによって情報収集を行い、この不芳属性先に関する情報を登録したデータベース（以下「みずほFGデータベース」とする。）が構築されていた。

みずほBKでは、新規取引を行う際に入口チェックとして、対象先について、みずほFGデータベースを用いて反社会的勢力の該当性の判断を行うこととされており、取引開始後も事後チェックとして、継続的に取引先が反社会的勢力に該当していないかどうかの確認を行い、取引先が新たに反社会的勢力と認定された場合には、当該取引先をみずほFGデータベースに登録するとともに、取引の規模を可能な限りで縮小し、最終的には解消する方針で対応するとしていた。

みずほBKとオリコの間でなされた本件提携ローンに関しては、平成15年9月にみずほFGにおいて弁護士の意見も踏まえて入口チェックの必要性が検討されており、結果として、本件提携ローンでは提携会社であるオリコが与信診断を行い、実態としてはみずほBKから提携会社への貸付けに近いこと、みずほBKが債務者と直接接触しないこと、資金使途が実需による商品購入に限定されていること、などの理由から、入口チェックは行わないこととしている。また、平成16年9月にみずほBKでも本件提携ローンにおける入口チェックの必要性が検討され、弁護士の意見も踏まえて、結果としてみずほFGデータベースを用いた入口チェックは不要であるとしている。

その後、本件提携ローンの取扱いが急増し、さらにオリコがみずほFGの関連会社化したことに伴って、平成22年6月11日にみずほFGのコンプライアンス担当者は、本件提携ローンについて事後チェックを実施する方針を進めるとした。しかし、平成22年11月頃、本件提携ローンに対してみずほFGデータベースを利用するのはその情報範囲が広範なことから取引を拒絶することになり、オリコに営業上の不利益が生じることや多大な労力とコストが

かかるといった理由で、オリコは難色を示した。それを受けて、みずほBKのコンプライアンス統括部は、オリコに対して、事後チェックの結果、反社会的勢力に該当することが判明した取引のみを情報提供することとした。

みずほBKコンプライアンス統括部は、平成22年9月から12月にかけて本件提携ローンの第1回事後チェックを行い、反社会的勢力との取引は228件(全体の0.02%)であったとの結果を得て¹¹、これをみずほFGのコンプライアンス統括部と共有した。その後、みずほBKではコンプライアンス委員会および取締役会が開催されて結果報告がなされ、みずほFGでもコンプライアンス委員会が開催されて結果報告が行われた。

みずほBKは平成23年6月29日に第2回事後チェックを行った結果、新たに50件が反社会的勢力であることが判明し、その結果はみずほFGと共有されたが、特に問題視する意見はなかった。その後、第2回事後チェックの結果については、みずほFGのコンプライアンス委員会および取締役会で簡単に報告されている。

そして、平成23年12月26日、第3回事後チェックが行われた結果、新たに56件が反社会的勢力との取引であることが判明した。しかし、従前の結果と同様であって取引解消も順調に進んでいることから大きな問題はないとして、第3回事後チェックについてはみずほBKのコンプライアンス委員会や取締役会への結果報告をしないとされた。同様に、みずほFGのコンプライアンス委員会や取締役会でも第3回事後チェックの結果は報告されていない。その後もみずほBKにおいて6か月ごとに事後チェックはなされていたが、みずほBKのコンプライアンス担当役員にのみ結果を報告し、みずほFGおよびみずほBKの各コンプライアンス委員会および取締役会では報告がなされていなかった。

平成24年11月、金融庁の検査官がみずほBKに対して本件提携ローンについて、みずほFGデータベースによる入口チェックがなされていないことを指摘し、みずほBKにおいて本件提携ローンについて入口チェックを導入することとなった。ここで反社会的勢力との取引であると問題視された147件の取引のうち、警察に照会して取引先が反社会的勢力であると明確に解答を得られたのは3件にとどまっている。

平成25年9月27日、みずほBKは金融庁から本件提携ローンについて反社会的勢力との取引が存在すると把握した後も抜本的な対応を行っていなかった等を理由に業務改善命令が出され、その旨を公表した。平成25年12月26

日、みずほFGは子会社であるみずほBKの業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制の強化等に関して業務改善命令を受け、その旨を公表し、同日、みずほBKも本件提携ローンの新規取引を一定期間停止する業務停止命令および業務改善命令を受け、その旨を公表した。

これらの金融庁による行政処分に関する公表によって、Xらが株主代表訴訟を提起するに至っている。本件訴訟の争点は、YらにみずほFGの取締役としての善管注意義務違反、すなわち反社会的勢力との取引防止に関する内部統制システム構築義務違反があるのか、そして、みずほFGの内部統制システムとして反社会的勢力との取引解消に関して子会社業務の基本方針等を定め、当該基本方針が順守されているかについて監督・是正する義務に違反しているか、という2点である。

(2) 裁判所の判断

第一に、反社会的勢力との取引防止に関する内部統制システム構築義務違反があるのかどうかについて、裁判所は次のように判断している。前提事実から、みずほFGは、みずほBKからコンプライアンス管理に必要な事項に関して定期的または臨時に報告を受け、必要に応じて事前に承認を得ることを定めており、グループ管理体制としては当時の他のメガバンクと概ね同様である。反社会的勢力との関係遮断に関しては、企業行動規範およびコンプライアンス遵守を図る基本方針やマニュアルなどの策定がなされており、反社会的勢力との取引排除に向けた体制の整備として、「みずほFGが求めた場合又は定期的に、同社に対し、傘下の会社を含めた反社会的勢力との取引に係る報告を行うこととしていた。」

「以上によれば、みずほグループとしての反社会的勢力防止のための内部統制システムの構築は相当なものであり、被告らが同構築義務に違反するところはないというべきである。」

第二に、銀行持株会社の取締役として子会社業務について監督・是正する義務に違反しているかどうかについて、裁判所は次のように判断している。具体的に本件提携ローンの事後チェックで、反社会的勢力との取引の割合が一般与信取引における割合と比べて差がないことや、実際に取引先が反社会的勢力であると警察に確認されている件数がわずかであったこと、さらに、本件当時の反社会的勢力の排除に関する社会的状況、過去の対応事例や他のメガバンクの参考事例もない状況から、「反社会的勢力防止のための内部統制システムに支障が生じていたとはせず、監督・是正を行わなかったことにつ

いて、その判断に裁量違反はなく、「監督・是正が必要な特段の事情も認められない。

以上によれば、みずほFGの取締役として、本件提携ローンに関して善管注意義務違反は認められない。

さらに、Xらの主張として、入口チェックの導入を取引体制として構築していない点に任務懈怠が存在するとしているが、裁判所の判断では、「子会社であるみずほBKに強いて、みずほFGデータベースを用いた入口チェック体制を構築させる義務があったとまではいうことはできない」とした。また、金融庁からの業務改善命令によって結果的には入口チェックの導入が行われているが、この点のみを強調してみずほFGの取締役に義務違反があるとは判断できないとしている。

そして、Xらの主張では、みずほFGの取締役として反社会的勢力との取引について具体的な取引解消措置をみずほBKに求めるべきであり、この点で任務懈怠があるとしている。これについて裁判所の判断では、子会社であるみずほBKにおける取引解消のための措置に関してまで、みずほFGの取締役会で判断する義務はなく、取引の解消が可能であるからといって、みずほFGの取締役としての義務に違反しないとした。

三 取締役の経営判断および法的責任に関する問題点

以上、反社会的勢力の排除が問題とされる近時の裁判例を挙げたが、次に、これらの裁判例をもとにして取締役の法的責任、とりわけ内部統制システム構築の観点から問題点を整理したい。

1 反社会的勢力の真实性の証明と法的責任

富士通事件の事例①では、代表取締役に対する辞任要求の根拠として反社会的勢力との関係を持ち出しており、訴訟においては、関係を持った者が反社会的勢力であるという真实性を明確にしなければならないのか、また反社会的勢力と疑われるという程度で代表取締役に対して辞任請求することが許されるのが問題となっている。実際に、反社会的勢力に該当するかという属性の問題は、会社が反社会的勢力との取引や関係を解消する場面では常につきまとうものであって、警察へ照会した結果として反社会的勢力であるとの回答が得られない事例では立証することは非常に困難である。

取締役の責任との関連で検討する場合、事例①における裁判所の判断からみるに、会社の基本方針として反社会的勢力への対応をどこまで厳格に行う

姿勢を持っているかという点を明確に掲げているかどうかが重要な基準となっているように思われる。つまり、反社会的勢力とは関係を一切持たないとの基本方針から内部統制システムが構築されており、反社会的勢力と疑われる者であっても関係性をもつことは許されないという考えをもとに経営判断を下すことは、取締役の善管注意義務・忠実義務に反することのない適切な行動であったと判断できる。ただ、反社会的勢力であると明確に立証することは難しいが、証券会社や調査会社などの意見をもとに限りなく反社会的勢力に近い存在であることが示されている点は、事例判断として注意しておくべきであろう。

特に、事例①では、反社会的勢力であると疑われる者との関係を排除するという問題ではなく、そのことを根拠に代表取締役の辞任を要求しているところに特殊性がある。つまり、役員の人事にかかわる問題であるので、会社内部の勢力争いとして内部統制システムが利用されることは許すべきではない¹²。この点について、内部統制システムがあらかじめ反社会的勢力の排除に向けて健全に構築されたものであって、取締役が恣意的に用いているわけではないことを説明すべきであるとの考えがある¹³。大会社であれば、あらかじめ内部統制システムが構築されているだろうが、反社会的勢力との関係が疑われることを契機として、内部統制システムが内部の支配権争いに利用されるといった事態は許し難いと言える。従って、やはり反社会的勢力に該当するかどうかの調査を可能な限りで行っていることも、辞任要求の適法性を判断する上で要求されると考えるべきである¹⁴。

また、事例②をみると、逆に反社会的勢力であると疑われるとの表現を一貫して使うことで、会社側が名誉棄損に基づく責任を回避している。明確に反社会的勢力に該当することが証明できないのであれば、取締役の経営判断として反社会的勢力と疑われるという疑惑を前提に行わざるを得ないだろう。また、一連の辞任要求の事実について公表することになったのも、上場基準との関係から当該代表取締役の辞任理由が不明確であるとの指摘を受け、詳細な説明をしなければならない状況にあったというだけで、反社会的勢力と疑われている第三者の名誉を毀損する目的はないことは明らかである。事例①では反社会的勢力であるとの疑惑に留まる点が問題とされたが、事例②では会社側の疑惑に留まるとの一貫した対応によって法的リスクが回避される結果となっている。従って、少なくとも疑惑を解明しなければ関係を解消できないわけではないことは明確である。

事例①および事例②という二つの事件をもとに言えることは、取締役の義務として反社会的勢力であることの真実性や該当性を証明することは要求されていないということである。会社の基本方針や基本理念において反社会的勢力との関係性を厳格に排除する意思が示されており、それに基づく内部統制システムが構築されているのであれば、反社会的勢力の疑いがある者への対応について取締役に広い裁量が与えられていると考えるべきである。

2 親会社の取締役に関する法的義務の内容

みずほ銀行事件の特徴は、反社会的勢力との取引を行ったのが子会社である場合に、親会社の取締役はどのような義務を負うことになるのかを問題としている点である。従来の裁判例では取引を行った会社の取締役について義務違反が争われているのに対して¹⁵、みずほ銀行事件では反社会的勢力への対応として親会社側の取締役について判断されたという点に注意する必要がある。つまり、従来の裁判例とは異なる判断基準が判示されており、大会社においては持株会社を利用したグループ経営がなされることもあることから、親会社の取締役として子会社側の経営にどこまで関与すべきなのか、また親会社の取締役の法的責任がどの範囲にまで及ぶのかは重要な検討課題となる。

判決から読み取れることとして、グループ経営の頂点にある持株会社がグループ全体に係る経営の基本理念をかかげ、当該理念を具体的に実現する内部体制が構築されているかという視点で取締役の責任の有無が判断されていることである。そして、みずほ銀行事件においては、具体的に反社会的勢力への対応についてグループ全体の指針および宣言が示されており、反社会的勢力の排除に向けた体制が現に存在しているかが問題となる。会社法上の内部統制システム構築義務との関係では、どの程度の内部統制システムが要求されているのかという問題があり、最低水準の内部統制システムが構築されていることが必要とされ、それを超える範囲において取締役に裁量が認められるとの考えがある¹⁶。この点について、裁判所は、少なくともみずほFGとして反社会的勢力の排除に関する基本方針細則が定められており、通常反社会的勢力という概念よりも広い「不芳属性先」というカテゴリーによって、みずほFGとの取引にふさわしくない者を排除する姿勢をもとに、実際に情報をデータベース化して管理・運用を行っていることを評価している。恐らく反社会的勢力の排除という観点からシステムとしての最低水準と思われる基準に該当する警察が認識する暴力団等の狭い意味の反社会的勢力とは違

い、独自の認定方法でより広く反社会的勢力を排除すること自体、経営判断としては許容されており、むしろ企業経営の健全性をより厳格に図ろうとしている点は評価すべきであろう。

問題は、グループ全体として体制を整えていたとしても、その体制を運用する子会社側で方針と異なる経営手段がとられた場合に、親会社の取締役は法的責任を負うのかと言うことである。実際に、みずほ銀行事件では、みずほFGデータベースを用いた入口チェックと事後チェックを行うという体制があったにもかかわらず、みずほBKまたは提携先のオリコが入口チェックを行っていなかったことが問題視されている。この点に関して、今回の裁判例は事例判断として、入口チェックを行わなかったことは子会社側の経営判断上の問題ととらえ、親会社側には法的責任が発生しないとする事例を示していると思われる。常にグループ内で構築した体制が無視されているならば、体制を構築した親会社側にも責任は生じるであろうが、今回の事件では経営上の特殊な事情からチェック体制を十分に実行することができなかったものとされたようである。特に社会では様々なかたちの新しい契約形態が生み出されるのであって、法律や企業ごとに構築された内部体制を適用しにくい場面もあるだろう。新たなビジネス形態を生かしつつ、取引の適正さをいかに図るかは高度な経営判断であるとも言える。少なくとも、親会社側の取締役は反社会的勢力を排除すべく内部体制を整備しているのであれば、子会社側の高度な経営判断が問題とされる場面では、その運用面において法的責任は生じないと評価する。

3 反社会的勢力の法的定義に係る問題

各企業には反社会的勢力を排除する取組みが強く要求されてきているものの、法律等によって反社会的勢力に関する定義づけがなされていないという問題が指摘されている¹⁷。一定の定義がないことから、どのような者を反社会的勢力と考えて排除するかという入口の部分から取締役には裁量があり、企業ごとに独自の判断に基づいて反社会的勢力であると考える者を排除する以外にないという状況である¹⁸。企業が取引関係から排除したい者は、企業によって経営戦略として様々な異なる考え方がありと思われるが、排除したい反社会的勢力となれば、可能な限り広く捉えて排除する方向で検討されることになるだろう。しかし、反社会的勢力をあまり広く捉えすぎてしまうと、取引の現場では対応しきれなくなるという問題が生じてしまい、みずほ銀行事件のような事態が起きることは十分に予想される。

取締役の行為規範や法的責任を明確にし、効率的で社会に有益な取組みとして、企業や業界の垣根を超えた統一的なデータベースの構築が提案されているところである¹⁹。こうした取組みが実現すれば、確かに反社会的勢力の排除はやりやすくなるが、情報管理の問題をクリアにする必要はある。

また、みずほ銀行事件をみても、金融庁が認識する反社会的勢力と警察が認識する反社会的勢力には明らかな差があり²⁰、どのような基準をもって法的責任を認めていくのか、明確にしていく必要はあるだろう。警察へ照会することで警察の有する情報から排除すべき反社会的勢力を確定していくという方法については、反社会的勢力の範囲がかなり狭くなるだろう。従って、取締役の法的責任との関係で言うならば、警察が認める反社会的勢力に該当する者との関係が維持されている場合には、取締役には善管注意義務・忠実義務違反があると判断されても仕方がないと思われる。問題の多くは、警察が認める反社会的勢力には該当しないが、金融庁等の監督機関が反社会的勢力と認める者との取引をどうすべきかであろう。この点で、法律上の定義や統一的なデータベースが存在しないことで、取締役としての行為規範に曖昧さが生じてしまう。現状としては、反社会的勢力の認識そのものに取締役の裁量があることから、取締役が組織的に決定した反社会的勢力の定義に基づいて、内部統制システムとして排除の基準と方策²¹を明確に構築していることを前提に、自ら構築したシステムを適切に運用している点を証明することで法的責任は生じないと解釈すべきであろう²²。

四 若干の検討—さらなる問題提起—

最後に、反社会的勢力の排除に関する内部統制システムの構築について、特にみずほ銀行事件での裁判所の判断に対して若干の検討と問題提起をしたい。問題点を整理する中で見えてくるのは、持株会社形態による経営がなされている場合、親会社側の法的責任として重要視すべきなのは、内部統制システムの構築義務を適切に果たしているかという点にあると思われる。

本稿で取り上げたみずほ銀行事件では、結論として親会社側の取締役には法的責任は認められておらず、構築された内部統制システム自体は適切なものであったと評価されている。いくつもの子会社を有する大規模な持株会社を組織しているのであれば、持株会社たる親会社が子会社の経営監督を適切に果たすためには、情報が漏れなく迅速かつ適切に子会社から親会社へ流れる体制があり、それがうまく機能していることで内部統制システム構築義務

が果たされていると判断すべきである。しかし、みずほ銀行事件では、反社会的勢力に係る担当部署の担当者から情報が伝達されることなく、オリコ関係の反社会的勢力についての調査と取組みの状況が放置されることで、金融庁からの業務改善命令が出される事態となっているのである²³。大規模な企業であればあるほど報告の重要性は大きいと考えるならば、報告体制が不十分な事態を放置することに、取締役の善管注意義務・忠実義務違反があると判断するのが妥当ではないだろうか。

また、事実として、何度か反社会的勢力に該当する取引について状況が報告されており、途中で報告がなされなくなったという事実が示されているが、グループ企業全体の経営の基本方針に基づいて反社会的勢力の排除に向けた体制を整備している以上、反社会的勢力との取引に関する情報は常にチェックすべきである。従って、報告がされなくなったことに疑問を持つことなく放置するといった対応は、内部統制システム構築義務を負う取締役としては杜撰なものであったと思われる。みずほ銀行事件において本当に親会社側には法的責任が生じないとしてもよいのか、疑問を呈することで本稿を締めくくりたい。

十分な調査・検討ができていないとは言い難いものではあるが、企業の社会的責任と法的責任の境界を探る上で、新たな研究視点を加えることができれば幸いである。

¹ 杉原茂彦ほか「(座談会)銀行取引からの暴力団排除の取組み～警察、金融検査、銀行実務の各視点から～」銀行法務21・750号(2012年)5頁以下、田中博章・福榮泰三「融資取引からの反社会的勢力排除―取引の解消に向けて―」金融法務事情1984号(2013年)28～29頁、山口利昭「企業における反社会的勢力の疑惑解明に向けた内部統制の整備―近時の判例等を踏まえて―」商事法務2045号(2014年)77頁、岡田洋介「金融機関による反社会的勢力との取引排除に関する覚書」法政理論46巻3号(2014年)34～35頁参照。また、東京地裁令和2年2月27日判決(資料版/商事法務433号108頁以下)における認定事実においても社会的取組みがまとめられている。本論文では扱わないが、国際的問題については、田中誠和「国際コンプライアンスの研究」国際商事法務41巻11号(2013年)1664頁以下がある。反社会的勢力の国際問題としては、主にマネーロンダリング防止が重点課題となっている。

² 暴力団を中心に関係排除に基づく問題を論じたものとして、中林喜代司「暴力団排除の進展と暴力団離脱希望者の存在～その背景と社会復帰支援活動の一面面～」銀行法務21・750号(2012年)28頁以下、小田大輔「暴力団排除条例施行後の反社会的勢力排除の動向と企業対応のあり方」監査役618号(2013年)34頁以下がある。

³ 銀行取引における暴力団排除条項の導入について、鈴木仁史・山崎勇人「金融機関の取引約款への暴力団排除条項の導入」金融法務事情1849号(2008年)12頁以下、桶田大介「暴排条項作成と運用の実務」NBL895号(2008年)86頁以下がある。

⁴ 松井秀樹「反社会的勢力排除のための課題」監査役624号(2014年)25頁。

⁵ この問題について、梅本章太・厚地悟・小谷知也「反社会的勢力との融資取引解消に向けた具体的取組みについて—「モニタリング」と「プランニング」—」金融法務事情1984号(2013年)43頁以下、橋森正樹・櫻井朋子・櫻元雄生「期限の利益喪失後の具体的回収方法と問題点—回収に伴う利益供与のおそれと特定回収困難債権買取制度の拡充—」金融法務事情1984号(2013年)52頁以下参照。

⁶ 澤口実「今日の企業コンプライアンスをめぐる環境と法整備」法律のひろば2014年3月号(2014年)10頁。

⁷ 本論文が扱う裁判例のほかにも、顧客が暴力団関係者であるとして証券会社が信用取引を解約した事例のとして、東京地裁平成24年12月14日判決(未掲載)、判例を紹介するものとして、竹内朗「暴力団関係者に対する取引解約の正当性」銀行法務21・760号(2013年)4頁以下がある。保険契約に関する反社会的勢力の排除について、鈴木仁史「保険契約からの反社会的勢力排除の必要性と保険金詐欺事例」金融法務事情1976号(2013年)68頁以下、鈴木仁史「保険契約からの反社会的勢力排除」金融法務事情1976号(2013年)100頁以下がある。

⁸ 事例①について、東京地裁平成24年4月11日判決(判時2159号77頁以下)。なお、控訴審(東京高裁平成24年11月29日)および最高裁(平成26年7月9日決定・未掲載)において請求は棄却されており、原審判決は確定しているようである。山口・前掲注(1)80頁および注14参照。

⁹ 事例②について、東京地裁平成23年7月19日判決(判タ1370号192頁以下)。なお、控訴審(東京高裁平成24年6月27日・未掲載)および最高裁(平成25年1月15日決定・未掲載)において請求は棄却されており、原審判決は確定しているようである。山口・前掲注(1)80頁および注16参照。

¹⁰ 東京地裁令和2年2月27日判決(資料版/商事法務433号108頁以下)

¹¹ 詳細として、228件のうち76%が総会屋や暴力団構成員等との取引であり、みずほBKの一般与信取引における割合では34%であることと比較して、その割合は高いものであったが、全体の0.02%である点に関しては、みずほBKの一般与信取引における割合の0.01%と比較して、それほど差はないものであると前提事実で示されている。

¹² 内部統制システムの濫用の恐れを排除するための仕組みも必要であるとの意見として、山口・前掲注(1)83頁。

¹³ 山口・前掲注(1)85頁。

¹⁴ 同様の趣旨として、山口・前掲注(1)83頁。

¹⁵ 例えば、金融機関の融資における調査義務が問題となったものとして、東京高裁平成28年8月3日判決(金判1500号16頁)がある。資料版/商事法務433号(2020年)109頁参照。

¹⁶ 野村修也「判批」江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選[第3版]』(有斐閣・2016年)109頁。また、反社会的勢力排除との関係で内部統制システム構築義務を論じるものとして、藤田準輝「融資取引における暴排条項の適用と金融機関取締役等の善管注意義務」金融法務事情1984号(2013年)34頁以下参照。

¹⁷ 山口・前掲注(1)78頁、森原憲司「反社会的勢力への対策と問題点」法律のひろば2014年3月号(2014年)32頁、井上泉「みずほ銀行反社会的勢力融資事件に関する諸問題」日本経営倫理学会誌22号(2015年)211頁など。

¹⁸ 山口・前掲注(1)78頁、松井・前掲注(4)25頁、井上・前掲注(17)219頁。

¹⁹ 岡田・前掲注(1)36頁、村上泰「中小・地域金融機関における反社会的勢力対応の態勢整備に向けて」銀行法務21・768号(2014年)10頁。

²⁰ 森原・前掲注(17)32頁、井上・前掲注(17)213頁。

²¹ 金融機関など取引が多数に上る場合には、各企業が独自にデータベースを構築することに

なるであろう。業界によって、反社会的勢力に関する情報のデータベース化は進捗に差があるものの、金融機関では早くから取組みがなされている。桶田大介・谷口和大「指針準拠 反社会的勢力データベースの構築と運用」NBL895号(2008年)93頁以下、岡田・前掲注(1)35～36頁参照。

²² 同様の趣旨として、山口・前掲注(1)85頁。

²³ 鈴木仁史「みずほ銀行の行政処分を踏まえた反社勢力態勢と危機管理(1)」金融法務事情1982号(2013年)110～111頁。また、監査の観点から問題を指摘するものとして、井上・前掲注(17)214～215頁。